

京浜急行電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の
上限変更認可申請に係る審議（3回目）

1. 日 時

令和5年2月9日（木） 10：30～11：45

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

鉄道局：中澤旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 久保、渡真利、本間、宮田、佐藤、廣井、
山本、吉元、

4. 議事概要

- 鉄道局より、京浜急行電鉄株式会社（以下「京急」という。）からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請に関し、第1回・第2回の審議における委員から質問事項及びパブリックコメントの結果について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 遠距離区間の運賃値下げにあたって、上限運賃の改定ではなく、実施運賃により引き下げることとした場合の改定率について説明頂いたが、その場合に、現行の平年度3年間の平均収支率が99%を超えていることとの関係はどうなるか。
 - ② ヤードスティック制度に基づく適正コストについて、経年変化率により減査定された部分については、コスト削減努力が不十分という意味合いになるのか。
 - ③ 要員不足は解消されたとの説明であったが、一方で人件費総額は低下していることとの関係はどうなるのか。等について、意見・質問があった。
- これに対し、鉄道局からは、
 - ① 今回お示しした遠距離区間において上限運賃を引き下げない場合の改定率は、収支率との関係を踏まえないで計算している。ご指摘のように、全体の収支率が100%を超えてしまうことになれば、上限運賃を引き上げる部分については、改定京

急の申請内容そのものでの改定は認められないことになる。

- ② そのような面もあるが、平成9年時点とは必要とされる駅施設の内容やそのランニングコストも大きく違っているので、単純に比較できるものではない。
- ③ 京急からは、仕事の進め方自体を見直したものと報告を受けている。等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。